

2020年工業統計調査への協力のお願い

令和2年6月1日現在で、「2020年工業統計調査」が実施されます。この調査の結果は、工業関係のさまざまな計画や施策の基礎資料として利用されています。調査へのご理解・ご協力をよろしくお願ひします。調査の概要は次のとおりです。

調査の目的

我が国の工業の実態を明らかにすること

法的根拠

統計法

調査の期間

4月～5月

調査の対象

製造業の事業所

調査の内容

事業所数、従業員数、製造品出荷額、原材料使用額など

調査の方法

調査員が製造業の事業所へ訪問し、調査票を配布します。「インターネット回答」または「紙の調査票の郵送提出」による回答をお願ひします。

※前回調査時(2019年)から、調査への回答方法が変更されました。調査員による調査票の回収は行いません。

岐阜県統計調査員を募集します

池田町内で統計調査活動をしてくださる方を募集しています。統計調査の時期になりましたら、申し出ていただいた方には、改めて調査活動をお願いさせていただきます。お気軽にお問い合わせください。詳細は次のとおりです。(統計調査によって異なります)

仕事の概要

- ・町が開催する説明会への出席
 - ・担当調査区と調査対象の確認
 - ・調査書類の配布
 - ・調査書類の回収
 - ・町への提出書類の作成
 - ・町への調査関係書類の提出
- ### 報酬
- ・調査員報酬、交通費、調査員証への貼付用の写真代、電話代など

調査活動期間

2か月～3か月

令和2年度募集予定の統計調査

・国勢調査

(調査期日:令和2年10月1日)

指導員 14人

調査員 101人

※工業統計調査の調査員の募集は終了しました。

問い合わせ

企画課 統計担当

☎45・3111(内線242)

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの国民年金保険料は、16,540円です(令和2年度)。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

納付書発送スケジュール

国民年金第1号被保険者のうち、現金で納付されている方は、4月初旬に1年度分の納付書が送られます。保険料の一部が免除されている方は、4月分から6月分までの納付書となります。また、年度の途中で6歳となる方は、6歳到達日(誕生日の前日)の属する月の前月分までの納付書となります。

「20歳になった」「会社を辞めた」などの理由により新たに国民年金第1号被保険者となられた方は、届書のご提出、機構での処理後約2週間程度で国民年金保険料の納付書がお手元に届きます。

また、クレジットカードによる納付や、インターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

国民年金保険料の納付期限

保険料の納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。納付期限までに納められない場合は、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

ので、忘れずに納めてください。日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により、早期に納めていただくようにご案内をおこなっています。

未納のまま放置されますと、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人のほか、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、全額「社会保険料控除」の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を毎年11月上旬にお送りします。(10月以降に、その年初めて保険料を納付された方は翌年2月上旬にお送りします)。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の再発行や、「準確定申告」が必要な場合は、大垣年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合

所得が少ないなど、保険料の納付が困難な場合は、過去2年に遡って免除や、猶予される制度があります。保険年金課または、大垣年金事務所(☎0584・78・5166)へお問い合わせください。